

大府市指定給水装置工事事業者制度の更新制及び指定事項の変更等について

水道法が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から **5年間** となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。指定の更新を受けなかった場合、本市の指定の効力を失いますのでご注意ください。また、初回の更新手続きにつきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間（1年～5年）が異なりますので、何卒ご協力の程よろしく申し上げます。

記

1 令和6年度更新対象事業者

	指定を受けた日	更新期限
①	平成25年4月1日～令和1年9月30日	令和6年9月29日
②	令和1年10月1日～令和2年4月1日	許可日から5年後

※①の期間に指定を受けた事業者様には期限が近づきましたら別途お知らせ致します。

※②の期間に指定を受けた事業者様には通知を致しません。指定の更新をされる場合は、有効期間内に更新手続きをお願いいたします。

※ホームページにて更新期限が確認できます。

[大府市ホームページ] → [オンラインサービス] → [申請書・届出書]
→ [水道・下水道] → [大府市指定給水装置工事事業者一覧]

2 更新申請時に必要な提出書類

新規指定時の申請書と同様

- (1) 様式第1
- (2) 様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書及び写真
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの
（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
- (6) 事務所の位置図及び写真（外観及び事務所内）

押印を求める手続きの見直し等のため、厚生労働省関係省令の一部改正により、水道法施行規則等で定めている申請書等の様式について押印欄を削除し押印不要になりました。

3 確認する項目

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	
通知文書発送	↔					
更新書類提出		↔				
納付書発行			↔			
手数料納付			↔			
事業証発行				↔		
HP 公開					↔	

【凡例】 指定工事事業者：↔ 大府市：↔

※②の期間に指定を受けた事業者様には上記のスケジュールのように通知を致しません。

指定を更新する場合は、期限の2か月前までに更新書類の提出が必要です。計画的に書類の提出をお願いいたします。

5 更新に係る手数料

更新の際、以下の手数料が必要となります。

指定給水装置工事事業者の指定更新手数料 **10,000 円**

6 指定事項の変更及び事業の廃止・休止・再開

指定事項（給水装置工事主任技術者を含む）に変更があったときは、変更があった日から

30 日以内、給水装置工事主任技術者が欠けた場合は、当該理由が発生した日から 14 日以内に、変更の届出を提出する必要があります。事業の廃止・休止をしたときは当該事項の発生日から 30 日以内、事業を再開したときは再開日から 10 日以内に、届出を提出する必要があります。

変更等があるにもかかわらず届出をしていなかった場合は、**指定の更新を受けることができません**。また、変更等の届出をしない場合、**指定を取り消す場合があります**。遅滞なく、届け出漏れの無いよう、ご注意ください。

法人、個人のいずれかにより添付する書類が異なります。ご注意ください。

[法人]

	変更が生じた内容					備考
	事業所の名称及び所在地	代表者の氏名	役員の名	主任技術者の選任・解任	事業の廃止・休止・再開	
指定事項変更届出書	○	○	○	○		
誓約書		○	○			
主任技術者選任・解任届出書				○		
廃止・休止・再開届出書					○	
履歴事項全部証明書（原本）	○	○	○			3 か月以内のもの
定款の写し	○	○				原本証明が必要
主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写し				○		解任のときは不要
提出期限（変更のあった日から）						
	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内 欠けた場合の選任は 14 日以内	30 日以内 再開は 10 日以内	

[個人]

	変更が生じた内容				備考
	事業所の名称（屋号）及び所在地	代表者の氏名	主任技術者の選任・解任	事業の廃止・休止・再開	
指定事項変更届出書	○	○	○		
誓約書		○			
主任技術者選任・解任届出書			○		
廃止・休止・再開届出書				○	
住民票の写し（原本）	○	○			3か月以内のもの
主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写し			○		解任のときは不要
提出期限（変更のあった日から）					
	30日以内	30日以内	30日以内 欠けた場合の選任は14日以内	30日以内 再開は10日以内	